委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月12日

□中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等		
	●知事 ○市区町村長等		
2. 都道府県名	青森県	執行機関名 青森県知事	
3. 市区町村名			
4. 届出番号	9		
5. 独自利用事務の事例番 号	113-6-1(2)	知事等(教育委員会)が行 知事等(教育委員会)が行	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/gyokei/mynumber_dokuji01.html		

事

行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関する事務であって規則で定めるもの(専攻科奨学のための給付金)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1の3の項 私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	青森県私立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金給付要綱第1
り事務の趣言又は日的	この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとす9ることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、 <u>もって教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	県は、 <u>私立の高等学校等専攻科に在学する生徒の保護者等</u> の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、 <u>もって全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるようにするため</u> 、当該生徒の保護者等に対し、青森県私立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金(以下「専攻科給付金」という。)を給付することとし、その給付については、この要綱の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則 青森県私立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金給付要綱